

Straight away

IFRS bulletin from PwC

15 March 2012

政府融資について、従前からIFRSを適用している企業と同様の免除を初度適用企業に与えるIFRS第1号の改訂を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、政府融資に関連する国際財務報告基準 (IFRS) の遡及適用を免除するIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂を公表しました。

新しい免除規定では、初度適用企業がIFRSへの移行時に有する政府融資の会計処理について、IFRS第9号「金融商品」および国際会計基準 (IAS) 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」を将来に向かって適用することを要求しています。これにより、初度適用企業は、従前からIFRSを適用している企業と同様の免除が与えられます。

この改訂によりIFRS第1号は、市場金利よりも低利の政府融資について、将来に向かって適用することを求めるIAS第20号 (2008年の改訂後) と整合することになります。IFRS第1号の一般要求事項では、初度適用企業にIFRSの遡及適用を要求しているため、一部の企業にとっては、IFRS移行日より前の日付で、政府融資を公正価値で測定しなければならないこととなります。すなわち、経営者は、後知恵 (hindsight) を使わなければ、重要な観測不能なインプットを有する公正価値を測定することができないことを意味します。したがって、IASBは、初度適用企業にIFRS移行時における政府融資に従前の会計基準における帳簿価額を用いることを許容する免除規定を追加しました。この免除規定は、認識および測定にのみ適用されます。経営者は、政府融資について、資本または金融負債のどちらに分類するかを判断する際には、IAS第32号「金融商品：表示」を適用す

る必要があります。

主な改訂

主な改訂は次のとおりです。

- 初度適用企業は、IAS第32号に従って、すべての政府融資を金融負債または資本性金融商品のいずれかに分類しなければならない。IFRSの移行時に有している政府融資については、IFRS第9号およびIAS第20号を将来に向かって適用する必要があり、市場金利よりも低利の政府融資における便益を政府補助金として認識してはならない。
- 経営者は、IFRS移行日より前に発生したすべての政府融資について、融資を当初会計処理する時点において必要な情報が入手されている場合には、IFRS第9号およびIAS第20号を遡及適用することができる。これは、融資ごとに適用可能である。
- 経営者は、当政府融資の免除規定を、IFRS第1号D19項からD19D項の免除規定 (過去に認識した金融商品を純損益を通じて公正価値で測定する金融商品へ指定することに関連する免除規定) と併せて適用することができる。

影響を受ける企業は？

この改訂により、政府から市場金利よりも低利の融資を有する初度適用企業は影響を受けます。この改訂基準は、2013年1月1日以後に開始する事業年度より適用となります。早期適用は認められません。



This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.